

(準備広報版)



JLCCA 認証
FINANCE PROVIDER
(甲)第 220801 号

Authorized
Certification

FC 株式会社
Frontier Capital



**【3 社間立替】売掛債権流動化サービス総合ガイドンス
(建設産業限定/下請発注代金早期立替払サービスについて)**

建設事業者の財務体制強化、協力業者経営健全化にご利用下さい。

JLCCA 認証/FINANCE PROVIDER

FC 株式会社
Frontier Capital

■ サービス提供の背景等

☑ 背景・課題

- 工事代金の決済における納入企業の早期決済手段として手形（ファクタリングによる手形割引）が利用されてきた
- 2026年からは手形は廃止され新たな支払手段が必要
- 代替手段の電債（全銀協主導）は手続きが煩雑のため普及するには技術的な課題が残る

☑ 目的と目標

- 本サービス「売掛債権の早期流動化（3社間立替）」開発の目的は3つです。
簡便な早期決済手段で
 - ▶ 協力業者のキャッシュフローを安定化
 - ▶ 建設元受業者のキャッシュフローを安定化、支払総額の圧縮、業務の効率化
 - ▶ 元受発注企業の信用枠での取引拡大とリーズナブルな手数料で両者にとって持続可能な経営を支援

手形廃止後は代替サービスによる資金調達の増加が予想されます。

■ 下請発注代金等早期立替払いサービス利用企業のメリット

元受発注者/債務者



戦略的な協力業者の囲込 顧客関係監理、下請法対応

- ✓ キャッシュフロー安定化
- ✓ 支払総額の圧縮、原価率の改善
- ✓ 手形振出業務（管理、印刷コスト）削減
- ✓ 支払業務の簡略化、振込手数料、コスト削減

FINANCE PROVIDER



早期現金化需要の取り込み

- ✓ 安定化した優良企業の信用枠を活用して低い手数料率での取引拡大
- ✓ システム利用料として収益があるため、利息制限法制外での収益機会の確保
- ✓ 手形、電債に代わる安心で簡便な e-ファクタリング

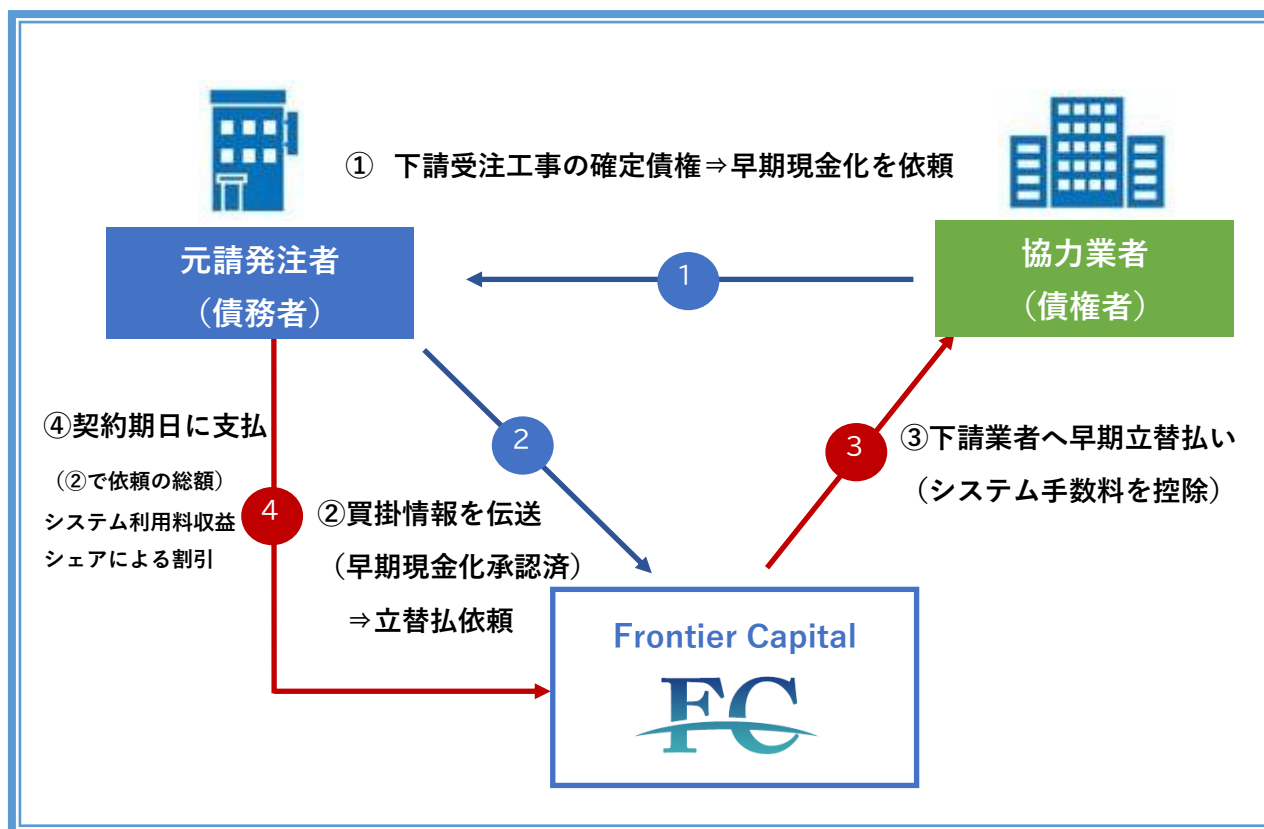
協力業者（受注者）/債権者



早期現金化により 優先的な取引先選別が可能

- ✓ キャッシュフロー安定化
- ✓ ノンバンクや高額なファクタリングの支払を削減
- ✓ 2026年の手形廃止と煩雑な電債以外の選択肢
- ✓ 2023年デジタルインボイス元年対応

■ 売掛債権流動化サービス（3社間立替）の概要/建設産業分野

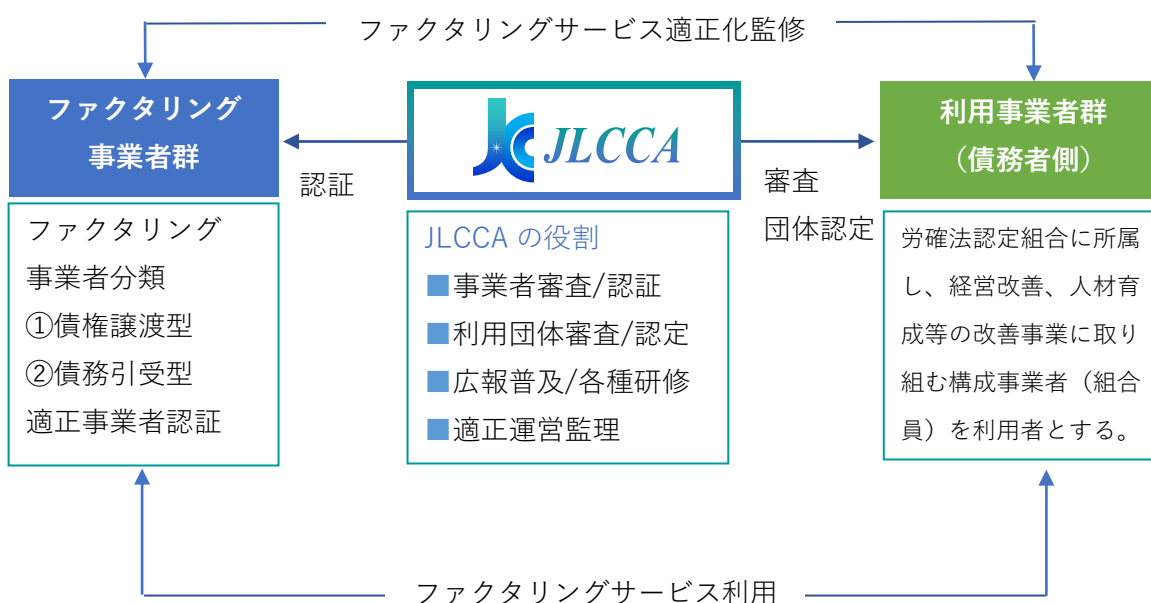


* ダミー搭載です。詳細記載必須

- 1 下請発注代金等請求された確定債権について、早期現金化を希望する場合、元請発注者（登録承認事業者に限る）へ依頼してください。
- 2 買掛情報を FC へ伝送し、早期現金化を承認すると、FC が最短〇日以内に、立替払実行する準備を開始します。
- 3 フロンティアキャピタルが協力業者へ早期に立替払を実行。
* 立替金からは元受企業の与信状況に応じて設定するシステム手数料【〇～〇%】が控除されます。
- 4 元請発注者は、立替金返金約定期日に②で依頼の総額を FC へ返金。
* システム利用料収益シェアによる支払金額の圧縮を図れます。（不明示事項）

■建設分野/早期立替払いシステム利用事業者資格要件について

当社では、取引当事者双方の安心安全の保障、及び、ファクタリング産業の持続可能な振興を促進する JLCCA の理念に賛助し、本サービス利用事業者（債務者側）を個別単体企業毎に公募せず、協同組合であって、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（以下労確法）第3条に基づき認定を受けた協同組合を取次監理団体として連携し、改善事業姿勢を新たな与信方法とすることで、認定組合に所属する事業者を利用者（認定組合構成事業者制度）として優遇する制度を導入しております。（一般登録も選択可能です）



■認定組合所属員優遇制度について

メリット		認定組合構成事業者	員外一般事業者
1.	事前登録審査	登録審査等簡素化	通常審査登録要領準拠
2.	システム利用賦課率	通常賦課率より1%減額	通常賦課率
3.	立替金返済期間	最大〇か月約定化	通常契約要領準拠

*元受発注登録事業者へのその他の優遇措置は、別途ご案内します。

■About JLCCA

持続可能で安心安全なファクタリング産業基幹化と振興を目指して

JLCCA は、債権等を資金融通手段とする新たな資金調達方法を産業基幹化するため、自主規範たる「日本国内における債権等を融通手段とする新たな資金調達方法を基幹産業化するための産業構造の安全保障及び改革の促進に関する章程（（略称）日本商事債権資金化安全保障改革章程）」（Japan Alternative Funding Stabilization and Reformation Act /以下 JASARA という）を制定し、ファクタリングを行う玉石混合の事業者を、JASARA を行動規範（PROTOCOL）として先導すると同時に適正運営を監視し、もって、ファクタリング産業の基幹産業化を通じた国内企業の安定的経営のための資金調達保障制度の確立を目指して組織された一般社団法人であり、当社は、「債務引受型ファクタリング分野（甲分類）」で事業方法の認証を受けております。



Japan Liquidation of Commercial Claims System Appropriate Conduct Supervise Association
一般社団法人 全国中小企業商事取引債権等流動化事業適正運営監視機構

JLCCA



■発注代金早期立替サービスに関するお問い合わせは下記まで

JLCCA 認証/FINANCE PROVIDER



株式会社

Frontier Capital

■団体優遇枠でのサービス利用登録に関する資格事業者照会は下記まで

フロンティアキャピタル連携指定監理団体



国土交通省関東地方整備局認可協同組合

the FECOM GROUP

Federation for Middleclass General Construction Enterprises

FECOM GROUP



FECOM グループ 6 団体は、労確法認定組合であり、JLCCA より認定を受けた利用者登録取次監理団体として、フロンティアキャピタルより連携指定を受けております。